資料Ａ

認可済み事項の記載方法

１．はじめに

分割第２回の設工認申請にあたり前回の分割第 1 回に申請した認可済み箇所の記載方法について以下の内容のとおり行政相談をしたく，質問事項を取りまとめた。

２．分割第２回の設工認申請事項の記載の整理

分割第１回の設工認の記載事項と分割第２回の記載事項を明確に判別するため今回申請する分割第２回の記載事項を以下のとおり考えているが行政手続き書類として問題ないことを確認し，了解を得られれば，分割第２回の設工認申請書に反映したい。

(1) 分割第１回設工認申請・認可を得た本文及び添付書類は，分割第２回の設工認申請書に直接関連しない場合，申請書に記載及び添付しないことで良いか。

・添付書類２　設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

(2) 分割第１回設工認申請・認可を得た本文及び添付書類に，分割第２回の設工認申請にて今回申請範囲の内容を追加説明するため一部文章を追加記載する箇所について，「(分割第 1 回申請に同じ)」と記載することで良いか。

・火災及び爆発　別紙１－１

・自然現象　別紙１－２

(3) 本文　基本設計方針の変更前後表の変更前の欄の記載は，以下のとおりの記載を考えているが良いか。

a. 分割第１回申請に関係しない事項及び設備の基本設計方針は，２連表とし，変更前の欄に「平成 22 年の認可事項」を記載し，変更後の欄に「分割第２回申請事項」と比較すること。

b. 分割第１回申請に関係し，追加記載となる事項がある基本設計方針を，２連表（案１）又は３連表（案２）で比較することを考えており，どちらが適切かの確認をしたい。

３連表（案２）では，左欄に変更前の「平成 22 年の認可事項」を記載し，中欄と右欄に変更後の「分割第１回認可事項」，「分割第２

回申請事項」を記載し，比較することで，差分が分かり易い記載であると考えている。

別紙１－２（案１）２連表
別紙１－２（案２）３連表

(4) 目次の記載において，分割第１回の設工認にて認可を取得した箇所は，認可済みとして記載し，今回の分割第２回の設工認申請対象外であることを判別できるように表示することで良いか。

・設工認　分割第２回申請書の目次における認可済み事項の記載方法について　別紙２

(5) 分割第１回設工認申請で認可済みの添付書類であっても，説明を容易にするため，分割第２回の設工認申請書に添付することで良いか。

なお，添付にあたり認可済みであることが判別できるように文書内に「(分割第１回申請に同じ)」と記載し，今回分割第２回の設工認申請対象外であること明示する。

・第3－1表　施設と条文の対比一覧表　別紙３
（設工認対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

・第3－2表　技術基準規則各条文への適合性を説明する添付書類　別紙４

・添付19　使用済燃料貯蔵建屋機器配置図　等　別紙５

以　上

設工認分割申請での申請書記載方法について（火災及び爆発の防止に関する説明書関係）

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
【添付書類３　添付】 添付８　火災及び爆発の防止に関する説明書 1.　概要 本資料は，使用済燃料貯蔵施設における火災及び爆発の防止に係る・・・ ・・・(中略)・・・ ・・・(中略)・・・ 4.　火災の発生防止 4.1　火災の発生防止について (1) 発火性又は引火性物質を内包する設備の火災発生防止対策 a．漏えいの防止，拡大防止 (a) 搬送台車は，受入れ区域と貯蔵区域の間で金属キャスクの移送を行うが・・・ ・・・(中略)・・・ ・・・(中略)・・・ 4.3　落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止について次回申請 本項目は，落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止（避雷設備による対策，地震による火災の発生防止等）について説明する項目であり，今回の申請範囲外の説明であることから，次回申請にて説明する。 ・・・(中略)・・・ 5.　火災の感知及び消火次回申請 本項目は，火災感知設備及び消火設備による，火災の感知及び消火について説明する項目であり，今回の申請範囲外の説明であることから，次回申請にて説明する。	**【添付書類３　添付】** 添付８　火災及び爆発の防止に関する説明書 1.　概要 （分割第１回申請に同じ） ・・・(中略)・・・ 4.　火災の発生防止 4.1　火災の発生防止について （分割第１回申請に同じ） ・・・(中略)・・・ 4.3　落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止について (1) 落雷による火災発生の防止 貯蔵建屋は地上高さ 20mを超える設計であり，落雷による火災発生を・・・ ・・・(中略)・・・ ・・・(中略)・・・ 5.　火災の感知及び消火 火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うため，火災感知設備及び・・・ ・・・(中略)・・・	申請書（分割２回目）では，分割第１回申請にて認可済みの項目は，タイトルに加え（分割第１回申請に同じ）と記載し，認可済みの内容は記載しない。 申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。 申請書（分割１回目）にて「次回申請にて説明する」としていた項目については，申請書（分割２回目）にて内容を記載する。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
（記載なし） ・・・(中略)・・・	5.1　火災感知設備について 火災感知設備は，火災により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が・・・ ・・・(中略)・・・ ・・・(中略)・・・	
添付 19－2－5　電気設備の配置図	（添付なし）	申請書（分割２回目）では，分割第１回申請にて認可済みの添付書類は基本的に添付しない。
添付 19－2－7　火災防護設備の配置図 本配置図は，使用済燃料貯蔵施設における火災防護設備の配置を説明するための図面である。 今回の申請範囲は電気設備と共通項目の基本設計方針であり，電気設備以外の設備は申請範囲に含まれていないため，以下の配置図は添付しない。 19－2－7－2　　消防用設備の配置図	添付 19－2－7　火災防護設備の配置図 目次 19－2－7－1　使用済燃料貯蔵建屋の火災区域区画図 ･････････････････････ 1 19－2－7－2　消防用設備配置図 ･････････････････････････････････････ 2	申請書（分割２回目）では，申請範囲外の各施設，設備の図書を添付しない旨の記載は行わない。
19－2－7－1　使用済燃料貯蔵建屋の火災区域区画図	19－2－7－1　使用済燃料貯蔵建屋の火災区域区画図 （分割第１回申請に同じ）	申請書（分割２回目）では，分割第１回申請にて認可済みの添付書類は基本的に添付しない。但し，申請書（分割２回目）での説明にて必要な添付書類は（分割第１回申請に同じ）と記載して添付する。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
（添付なし）	19－2－7－2　消防用設備配置図	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にない添付書類を添付する。

変更前	変更後
1.7　自然現象等 1.7.1　外部からの衝撃による損傷の防止 使用済燃料貯蔵施設は，外部からの衝撃のうち自然現象等による損傷の防止において，リサイクル燃料備蓄センターの敷地及びその周辺で想定される洪水，風（台風），竜巻，低温・凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）による荷重の組合せに遭遇した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とし，自然現象による影響に対して，その安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置又は供用中における運用上の適切な措置を講じる。使用済燃料貯蔵施設の設計において考慮する自然現象については，その特徴を考慮し，必要に応じて異種の自然現象の組合せによる重畳を考慮する。重畳を考慮する自然現象の組合せについては，使用済燃料貯蔵施設で設計上の考慮を必要とする自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された風（台風），竜巻，低温・凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響（降下火砕物）及び森林火災の８事象について，以下の観点から重畳を考慮する必要性を検討する。 ・自然現象に伴う荷重の影響の現れ方（影響の現れ方が異なる組合せ，影響の大きさが一方の自然現象で代表できる組合せ及び自然現象同士で影響が相殺される組合せについては，重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される） ・複数の自然現象が同時に発生する可能性（同時に発生する可能性が合理的に考えられない自然現象の組合せ及び発生可能性が小さく継続時間も短い自然現象の組合せについては，重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される） 検討の結果，使用済燃料貯蔵建屋に対する荷重の観点から，積雪，風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）の組合せによる重畳を考慮することとし，積雪については，敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から170cm，函館海洋気象台での観測記録から91cm）を考慮し，170cmの積雪に基づき積雪荷重を設定する。火山の影響（降下火砕物）については，基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある火山事象として設定した層厚30cm，密度1.5g/cm^3（湿潤状態）の降下火砕物の荷重を設定する。風（台風）については，建築基準法に基づき，34m/sの風速を設定する。 使用済燃料貯蔵施設は，外部からの衝撃のうち，リサイクル燃料備蓄センターの敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して，基本的安全機能を損なわない設計とし，人為事象による影響に対して，その安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置又は供用中における運用上の適切な措置，その他，対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 なお，人為事象のうち，洪水，地滑り，については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。 航空機落下については，これまでの事故実績をもとに，民間航空機，自衛隊機及び米軍機が使用済燃料貯蔵施設へ落下する確率を評価し，その結果は，約5.1×10^{-8}回/施設・年であり，10^{-7}回/施設・年を下回ることを確認し事業（変更）許可を受けており，設計上考慮する必要はない。 なお，定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認し，防護措置の要否を判断することについて，保安規定に定め，運用する。 外部からの衝撃による損傷の防止においては，外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「外部事象防護施設」という。）を明確にし，これらの基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 外部事象防護施設は，基本的安全機能を有する金属キャスク（貯蔵架台含む。以下「1.7　自然現象等」にお	1.7　自然現象等 1.7.1　外部からの衝撃による損傷の防止 （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後
いて同じ。），及び施設が有する機能の基本的安全機能との関係性を考慮し，遮蔽機能及び除熱機能の一部を担う使用済燃料貯蔵建屋とする。 外部事象防護施設の防護設計においては，設計上の考慮を必要とする自然現象等の影響により，外部事象防護施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護施設以外の施設についても考慮する。 また，設計上の考慮を必要とする自然現象の影響を考慮し，使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の継続的確認に必要な代替計測の手順について，保安規定に定め，運用する。 外部事象防護施設は，以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。	
(1) 自然現象	(1) 自然現象 a.　竜巻 （分割第１回申請に同じ）
b.　火山の影響（降下火砕物） 使用済燃料中間貯蔵施設の立地地点及びその周辺で予想される地震以外の自然現象として，津波，地すべり，陥没，台風，高潮，洪水，異常寒波，豪雪，降下火砕物等が考えられる。これらの自然現象による影響は，立地地点周辺地域で得られる過去の記録の信頼性，時間的長さ及びデータの多寡を考慮し，適切かつ科学的な判断により決定する。 敷地に影響を与える可能性のある火山現象のうち，降下火砕物については，敷地及び敷地近傍に分布する広域火山灰等から考えて，最大層厚約 30cm を考慮しても，施設の基本的安全機能への影響がないことを確認した。	b.　火山の影響（降下火砕物） （分割第１回申請に同じ）
c.　風（台風） 外部事象防護施設の風荷重に対する設計は，地方毎に過去の台風の記録及び文献を考慮し，建築基準法に基づく風速34m/sによる風荷重に対し，構造健全性を維持することにより，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。	c.　風（台風） （分割第１回申請に同じ）
d.　低温・凍結 金属キャスク及び屋外機器で凍結のおそれのあるものに対しては，敷地付近で観測された最低気温の観測値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から－22.4℃，函館海洋気象台での観測記録から－19.4℃）を考慮した低温・凍結に対して，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 屋外機器で凍結のおそれのあるものについては，使用時以外は乾燥保管の運用とする，または地下に設置することにより機能を損なわない設計とする。	d.　低温・凍結 （分割第１回申請に同じ）
e.　降水 外部事象防護施設は，敷地付近で観測された日最大降水量（むつ特別地域気象観測所での観測記録から162.5㎜，函館海洋気象台での観測記録から176㎜）及び１時間降水量の最大値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から51.5㎜，函館海洋気象台での観測記録から63.2㎜）を考慮した降水に対して，貯蔵建屋内への降水の浸入防止を考慮した設計により，降水に起因する金属キャスク表面への結露の付着を防止する。また，万が一，建屋内に降水が浸入した場合でも基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。	e.　降水 （分割第１回申請に同じ）
f.　積雪 外部事象防護施設の積雪に対する設計においては，敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観	f.　積雪 （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後
測所での観測記録から170cm，函館海洋気象台での観測記録から91cm）から，170cmの積雪を考慮した積雪荷重を設定し，使用済燃料貯蔵建屋は，積雪荷重に対して，構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 また，積雪に対しては，あらかじめ手順を定め，除雪を行うことを保安規定に定め，運用する。 g.　落雷 使用済燃料貯蔵建屋は，落雷による雷撃に対し，建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。 (2) 人為事象 a.　外部火災 敷地付近には，火災，爆発等により使用済燃料中間貯蔵施設の安全性を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はない。	g.　落雷 使用済燃料貯蔵建屋は，落雷による雷撃に対し，建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。避雷対策を施すことから，使用済燃料貯蔵建屋及び同建屋内に貯蔵する金属キャスクは，落雷により基本的安全機能を損なうおそれはない。 (2) 人為事象 a.　外部火災 （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後	
H22.6.16 申請	分割第１回申請（R3.8.20 認可）	分割第２回申請予定
1.7　自然現象等 1.7.1　外部からの衝撃による損傷の防止 使用済燃料貯蔵施設は，外部からの衝撃のうち自然現象等による損傷の防止において，リサイクル燃料備蓄センターの敷地及びその周辺で想定される洪水，風（台風），竜巻，低温・凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）による荷重の組合せに遭遇した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とし，自然現象による影響に対して，その安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置又は供用中における運用上の適切な措置を講じる。使用済燃料貯蔵施設の設計において考慮する自然現象については，その特徴を考慮し，必要に応じて異種の自然現象の組合せによる重畳を考慮する。重畳を考慮する自然現象の組合せについては，使用済燃料貯蔵施設で設計上の考慮を必要とする自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された風（台風），竜巻，低温・凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響（降下火砕物）及び森林火災の８事象について，以下の観点から重畳を考慮する必要性を検討する。 ・自然現象に伴う荷重の影響の現れ方（影響の現れ方が異なる組合せ，影響の大きさが一方の自然現象で代表できる組合せ及び自然現象同士で影響が相殺される組合せについては，重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される） ・複数の自然現象が同時に発生する可能性（同時に発生する可能性が合理的に考えられない自然現象の組合せ及び発生可能性が小さく継続時間も短い自然現象の組合せについては，重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される） 検討の結果，使用済燃料貯蔵建屋に対する荷重の観点から，積雪，風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）の組合せによる重畳を考慮することとし，積雪については，敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から170cm，函館海洋気象台での観測記録から91cm）を考慮し，170cmの積雪に基づき積雪荷重を設定する。火山の影響（降下火砕物）については，基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある火山事象として設定した層厚30cm，密度1.5g/cm^3（湿潤状態）の降下火砕物の荷重を設定する。風（台風）については，建築基準法に基づき，34m/sの風速を設定する。 使用済燃料貯蔵施設は，外部からの衝撃のうち，リサイクル燃料備蓄センターの敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ	1.7　自然現象等 1.7.1　外部からの衝撃による損傷の防止 （変更なし）	1.7　自然現象等 1.7.1　外部からの衝撃による損傷の防止 （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後	
H22.6.16 申請	分割第１回申請（R3.8.20 認可）	分割第２回申請予定
る事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して，基本的安全機能を損なわない設計とし，人為事象による影響に対して，その安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置又は供用中における運用上の適切な措置，その他，対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 なお，人為事象のうち，洪水，地滑り，については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。 航空機落下については，これまでの事故実績をもとに，民間航空機，自衛隊機及び米軍機が使用済燃料貯蔵施設へ落下する確率を評価し，その結果は，約5.1×10^{-8}回/施設・年であり，10^{-7}回/施設・年を下回ることを確認し事業（変更）許可を受けており，設計上考慮する必要はない。 なお，定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認し，防護措置の要否を判断することについて，保安規定に定め，運用する。 外部からの衝撃による損傷の防止においては，外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「外部事象防護施設」という。）を明確にし，これらの基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 外部事象防護施設は，基本的安全機能を有する金属キャスク（貯蔵架台含む。以下「1.7　自然現象等」において同じ。），及び施設が有する機能の基本的安全機能との関係性を考慮し，遮蔽機能及び除熱機能の一部を担う使用済燃料貯蔵建屋とする。 外部事象防護施設の防護設計においては，設計上の考慮を必要とする自然現象等の影響により，外部事象防護施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護施設以外の施設についても考慮する。	なお，人為事象のうち，洪水，地滑り，ダムの崩壊及び船舶の衝突については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。 生物学的事象については，事象の進展が緩慢であること，及び使用済燃料貯蔵施設は，金属キャスクを静的に貯蔵する施設であり，生物学的事象により電源喪失に至った場合でも基本的安全機能が損なわれるおそれがないことから設計上考慮する必要はない。 有毒ガスについては，立地的要因及び金属キャスク貯蔵期間中は金属キャスク及び各設備の点検，保守等の実施時以外に使用済燃料貯蔵建屋に人員が常駐することはなく，外部火災に伴う有毒ガスの流入時には使用済燃料貯蔵建屋内の人員は迅速に避難することから，設計上考慮する必要はない。 電磁的障害については，使用済燃料貯蔵施設は，使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であり，電磁干渉や無線電波干渉によって基本的安全機能を損なうおそれはないことから，設計上考慮する必要はない。 （変更なし）	

変更前	変更後	
H22.6.16 申請	分割第１回申請（R3.8.20 認可）	分割第２回申請予定
また，設計上の考慮を必要とする自然現象の影響を考慮し，使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の継続的確認に必要な代替計測の手順について，保安規定に定め，運用する。 外部事象防護施設は，以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 (1) 自然現象	(1) 自然現象 a.　竜巻 外部事象防護施設は，想定される竜巻が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。また，外部事象防護施設は，過去の竜巻被害状況から想定される竜巻に随伴する事象に対して，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 さらに，外部事象防護施設の基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある飛来物の影響を考慮する。 外部事象防護施設に対して設計飛来物（ワゴン車）を超える影響を及ぼす車両及び大型の資機材については飛散防止措置として，車両については固縛又は車両退避の措置を実施すること，並びに，大型の資機材については固縛又は固定の措置を実施することを保安規定に定め，運用する。	(1) 自然現象 a.　竜巻 （分割第１回申請に同じ）
b.　火山の影響（降下火砕物） 使用済燃料中間貯蔵施設の立地地点及びその周辺で予想される地震以外の自然現象として，津波，地すべり，陥没，台風，高潮，洪水，異常寒波，豪雪，降下火砕物等が考えられる。これらの自然現象による影響は，立地地点周辺地域で得られる過去の記録の信頼性，時間的長さ及びデータの多寡を考慮し，適切かつ科学的な判断により決定する。 敷地に影響を与える可能性のある火山現象のうち，降下火砕物については，敷地及び敷地近傍に分布する広域火山灰等から考えて，最大層厚約 30cm を考慮しても，施設の基本的安全機能への影響がないことを確認した。	b.　火山の影響（降下火砕物） 金属キャスクは使用済燃料貯蔵建屋内に収容されるため，基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある火山事象として設定した降下火砕物の荷重（層厚30cm，密度1.5g/cm^3（湿潤状態））に対し，使用済燃料貯蔵建屋の構造健全性を維持することにより，外部事象防護施設の基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 また，降下火砕物の除去を実施すること及び降下火砕物により長期的な腐食の影響が生じないよう，金属キャスク及び貯蔵建屋の点検を実施すること，並びに，金属キャスクに付着した降下火砕物の分析を実施することを保安規定に定め，運用する。 さらに，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価すること，並びに，火山モニタリング観測データに有意な変化があった場合の対応についても，保安規定に定め，運用する。	b.　火山の影響（降下火砕物） （分割第１回申請に同じ）
c.　風（台風） 外部事象防護施設の風荷重に対する設計は，地方毎に過去の台風の記録及び文献を考慮し，建築基準法に基づく風速34m/sによる風荷重に対し，構造健全性を維持することにより，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。	c.　風（台風） （変更なし）	c.　風（台風） （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後	
H22.6.16 申請	分割第１回申請（R3.8.20 認可）	分割第２回申請予定
d.　低温・凍結 金属キャスク及び屋外機器で凍結のおそれのあるものに対しては，敷地付近で観測された最低気温の観測値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から－22.4℃，函館海洋気象台での観測記録から－19.4℃）を考慮した低温・凍結に対して，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 屋外機器で凍結のおそれのあるものについては，使用時以外は乾燥保管の運用とする，または地下に設置することにより機能を損なわない設計とする。	d.　低温・凍結 （変更なし）	d.　低温・凍結 （分割第１回申請に同じ）
e.　降水 外部事象防護施設は，敷地付近で観測された日最大降水量（むつ特別地域気象観測所での観測記録から162.5㎜，函館海洋気象台での観測記録から176㎜）及び１時間降水量の最大値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から51.5㎜，函館海洋気象台での観測記録から63.2㎜）を考慮した降水に対して，貯蔵建屋内への降水の浸入防止を考慮した設計により，降水に起因する金属キャスク表面への結露の付着を防止する。また，万が一，建屋内に降水が浸入した場合でも基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。	e.　降水 （変更なし）	e.　降水 （分割第１回申請に同じ）
f.　積雪 外部事象防護施設の積雪に対する設計においては，敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から170cm，函館海洋気象台での観測記録から91cm）から，170cmの積雪を考慮した積雪荷重を設定し，使用済燃料貯蔵建屋は，積雪荷重に対して，構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 また，積雪に対しては，あらかじめ手順を定め，除雪を行うことを保安規定に定め，運用する。	f.　積雪 （変更なし）	f.　積雪 （分割第１回申請に同じ）
g.　落雷 使用済燃料貯蔵建屋は，落雷による雷撃に対し，建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。	g.　落雷 （変更なし）	g.　落雷 使用済燃料貯蔵建屋は，落雷による雷撃に対し，建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。避雷対策を施すことから，使用済燃料貯蔵建屋及び同建屋内に貯蔵する金属キャスクは，落雷により基本的安全機能を損なうおそれはない。
(2) 人為事象 a.　外部火災 敷地付近には，火災，爆発等により使用済燃料中間貯蔵施設の安全性を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はない。	(2) 人為事象 a.　外部火災 外部事象防護施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。	(2) 人為事象 a.　外部火災 （分割第１回申請に同じ）

変更前	変更後	
H22.6.16 申請	分割第１回申請（R3.8.20 認可）	分割第２回申請予定
	自然現象として想定される森林火災に対しては，延焼防止を目的として，敷地内に防火帯を設ける設計とする。 森林火災による熱影響については，火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により外部事象防護施設の基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 火災源については，敷地内の火災源及び敷地外の火災源を考慮する。また，火災による二次的影響（ばい煙）を考慮するとともに，有毒ガスによる影響を考慮する。 また，防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とすること，及び外部火災の影響が敷地境界を越える場合は，自衛消防隊が動力消防ポンプを用いて貯蔵建屋の外壁及び防火帯内設置設備に事前放水することとし，その手順の整備を，保安規定に定め，運用する。	

別紙２

設工認　分割第２回申請書の目次における認可済み事項の記載方法について

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
【本文　別添Ⅰ　目次】 Ⅰ　基本設計方針 1　共通項目 1.1　使用済燃料の臨界防止 …… 1 1.2　閉じ込めの機能 …… 3 1.3　除熱 …… 4 1.4　遮蔽 …… 5 1.5　地震による損傷の防止 …… 6 1.6　津波による損傷の防止 …… 15 1.7　自然現象等 …… 17 1.8　火災等による損傷の防止 …… 26 1.9　安全機能を有する施設 …… 30 1.10 材料及び構造 …… 32 1.11 汚染の拡大防止 …… 34 1.12 換気設備 …… 35 1.13 人の不法な侵入等の防止 …… 36 2　個別項目 2.1　使用済燃料貯蔵設備本体 …… 次回申請 2.2　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備） …… 次回申請 2.3　計測制御系統施設 …… 次回申請 2.4　放射性廃棄物の廃棄施設 …… 次回申請 2.5　放射線管理施設 …… 次回申請 2.6　使用済燃料貯蔵建屋 …… 次回申請 2.7　電気設備 …… 37 2.8　通信連絡設備等 …… 次回申請 2.9　消防用設備 …… 次回申請	**【本文　別添Ⅰ　目次】** Ⅰ　基本設計方針 1　共通項目 1.1　使用済燃料の臨界防止 …… 認可済み 1.2　閉じ込めの機能 …… 認可済み 1.3　除熱 …… 認可済み 1.4　遮蔽 …… 認可済み 1.5　地震による損傷の防止 …… 認可済み 1.6　津波による損傷の防止 …… ● 1.7　自然現象等 …… ● 1.8　火災等による損傷の防止 …… 認可済み 1.9　安全機能を有する施設 …… 認可済み 1.14 材料及び構造 …… 認可済み 1.15 汚染の拡大防止 …… 認可済み 1.16 換気設備 …… 認可済み 1.17 人の不法な侵入等の防止 …… 認可済み 2　個別項目 2.1　使用済燃料貯蔵設備本体 …… ● 2.2　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備） …… ● 2.3　計測制御系統施設 …… ● 2.4　放射性廃棄物の廃棄施設 …… ● 2.5　放射線管理施設 …… ● 2.6　使用済燃料貯蔵建屋 …… ● 2.7　電気設備 …… 認可済み 2.8　通信連絡設備等 …… ● 2.9　消防用設備 …… ●	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
【本文　別添Ⅱ　目次】 目次 イ　使用済燃料貯蔵設備本体 …… 次回申請 ロ　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備） …… 次回申請 ハ　計測制御系統施設 …… 次回申請 ニ　放射性廃棄物の廃棄施設 …… 次回申請 ホ　放射線管理施設 …… 次回申請 ヘ　その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設 ヘ.1　使用済燃料貯蔵建屋 …… 次回申請 ヘ.2　電気設備 …… 1 ヘ.3　通信連絡設備等 …… 次回申請 ヘ.4　消防用設備 …… 次回申請 今回の申請範囲は電気設備であり，申請範囲外の各施設，設備は，次回申請にて記載する。	**【本文　別添Ⅱ　目次】** 目次 イ　使用済燃料貯蔵設備本体 …… ● ロ　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備） …… ● ハ　計測制御系統施設 …… ● ニ　放射性廃棄物の廃棄施設 …… ● ホ　放射線管理施設 …… ● ヘ　その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設 ヘ.1　使用済燃料貯蔵建屋 …… ● ヘ.2　電気設備 …… 認可済み ヘ.3　通信連絡設備等 …… ● ヘ.4　消防用設備 …… ●	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。
【添付書類１－1　使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請書「本文（四号）」との整合性に関する説明書　目次】 目次 1. 概要 …… 1 2. 基本方針 …… 1 3. 説明書の構成 …… 1 4. 分割申請に伴う本添付書類の説明範囲について …… 2 5. 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請書との整合性 …… 3 四、使用済燃料貯蔵施設の位置，構造及び設備並びに貯蔵の方法 1.　使用済燃料貯蔵施設の位置，構造及び設備 イ．使用済燃料貯蔵施設の位置 …… イ－1 ロ．使用済燃料貯蔵施設の一般構造 …… ロ－(1)－1 (1)　使用済燃料の臨界防止に関する構造 …… ロ－(1)－1 (2)　放射線の遮蔽に関する構造 …… ロ－(2)－1	**【添付書類１－1　使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請書「本文（四号）」との整合性に関する説明書　目次】** 目次 1. 概要 …… 1 2. 基本方針 …… 1 3. 説明書の構成 …… 1 4. 分割申請に伴う本添付書類の説明範囲について …… 2 5. 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請書との整合性 …… 3 四、使用済燃料貯蔵施設の位置，構造及び設備並びに貯蔵の方法 1.　使用済燃料貯蔵施設の位置，構造及び設備 イ．使用済燃料貯蔵施設の位置 …… 認可済み ロ．使用済燃料貯蔵施設の一般構造 …… 認可済み (1)　使用済燃料の臨界防止に関する構造 …… 認可済み (2)　放射線の遮蔽に関する構造 …… 認可済み	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
(3)　使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 …… ロ－(3)－1	(3)　使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 …… 認可済み	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。
(4)　使用済燃料等の除熱に関する構造 …… ロ－(4)－1	(4)　使用済燃料等の除熱に関する構造 …… 認可済み	
(5)　火災及び爆発の防止に関する構造 …… ロ－(5)－1	(5)　火災及び爆発の防止に関する構造 …… 認可済み	
(6)　耐震構造 …… ロ－(6)－1	(6)　耐震構造 …… 認可済み	
(7)　耐津波構造 …… ロ－(7)－1	(7)　耐津波構造 …… ロ－(7)－1	
(8)　その他の主要な構造	(8)　その他の主要な構造	
a.　（材料及び構造） …… ロ－(8)－a－1	a.　（材料及び構造） …… 認可済み	
b.　（自然現象） …… ロ－(8)－b－1	b.　（自然現象） …… 認可済み	
c.　（人の不法な侵入等の防止） …… ロ－(8)－c－1	c.　（人の不法な侵入等の防止） …… 認可済み	
d.　（キャスクの取扱） …… 次回申請	d.　（キャスクの取扱） …… ロ－(8)－d－1	
e.　（規格及び基準） …… ロ－(8)－e－1	e.　（規格及び基準） …… ロ－(8)－e－1	
f.　（安全機能） …… ロ－(8)－f－1	f.　（安全機能） …… 認可済み	
g.　（外部電源喪失） …… ロ－(8)－g－1	g.　（外部電源喪失） …… 認可済み	
h.　（監視及び警報機能） …… 次回申請	h.　（監視及び警報機能） …… ロ－(8)－h－1	
i.　（通信連絡設備） …… 次回申請	i.　（通信連絡設備） …… ロ－(8)－i－1	
j.　（避難通路） …… ロ－(8)－j－1	j.　（避難通路） …… ロ－(8)－j－1	
k.　（安全評価） …… 次回申請	k.　（安全評価） …… ロ－(8)－k－1	
ハ．使用済燃料貯蔵設備本体の構造及び設備 …… 次回申請	ハ．使用済燃料貯蔵設備本体の構造及び設備 …… ハ－1	
ニ．使用済燃料の受入施設の構造及び設備 …… 次回申請	ニ．使用済燃料の受入施設の構造及び設備 …… ニ－1	
ホ．計測制御系統施設の設備 …… 次回申請	ホ．計測制御系統施設の設備 …… ホ－1	
ヘ．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 …… 次回申請	ヘ．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 …… ヘ－1	
ト．放射線管理施設の設備 …… 次回申請	ト．放射線管理施設の設備 …… ト－1	
チ．その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち，主要な事項	チ．その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち，主要な事項	
(1)　使用済燃料貯蔵建屋 …… 次回申請	(1)　使用済燃料貯蔵建屋 …… チ－(1)－1	
(2)　電気設備 …… チ－(2)－1	(2)　電気設備 …… 認可済み	
(3)　通信連絡設備 …… 次回申請	(3)　通信連絡設備 …… チ－(3)－1	
(4)　消防用設備 …… 次回申請	(4)　消防用設備 …… チ－(4)－1	
(5)　人の不法な侵入等防止設備 …… チ－(5)－1	(5)　人の不法な侵入等防止設備 …… 認可済み	

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
【添付書類３　　使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書　目次】 目次 1　使用済燃料の臨界防止に関する説明書 1－1　使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書次回申請 1－1－1　使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 2　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書 2－1　金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書次回申請 2－1－1　金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 3　使用済燃料の除熱に関する説明書 3－1　金属キャスクの除熱に関する説明書次回申請 3－1－1　金属キャスクの除熱に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 3－2　使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書次回申請 4　放射線による被ばくの防止に関する説明書 4－1　金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書次回申請 4－1－1　金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 4－2　使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書次回申請 5　主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性に関する説明書 5－1　申請設備に係る耐震設計の基本方針 5－1－1　基準地震動Ｓ$_{s}$及び弾性設計用地震動Ｓ$_{d}$の策定概要次回申請 5－1－2　地盤の支持性能に係る基本方針 5－1－3　波及的影響評価に係る基本方針 5－1－3－1　波及的影響を考慮する施設の選定 5－1－4　地震応答解析の基本方針次回申請 5－1－5　設計用床応答スペクトルの作成方針次回申請 5－2　使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書次回申請 5－2－1　使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する計算書次回申請 5－3　金属キャスクの耐震性に関する説明書次回申請 5－3－1　金属キャスクの耐震性に関する計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	**【添付書類３　　使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書　目次】** 目次 1　使用済燃料の臨界防止に関する説明書 1－1　使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書 1－1－1　使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 2　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書 2－1　金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書 2－1－1　金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 3　使用済燃料の除熱に関する説明書 3－1　金属キャスクの除熱に関する説明書 3－1－1　金属キャスクの除熱に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 3－2　使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書 4　放射線による被ばくの防止に関する説明書 4－1　金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書 4－1－1　金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 4－2　使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書 5　主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性に関する説明書 5－1　申請設備に係る耐震設計の基本方針 5－1－1　基準地震動Ｓ$_{s}$及び弾性設計用地震動Ｓ$_{d}$の策定概要 5－1－2　地盤の支持性能に係る基本方針認可済み 5－1－3　波及的影響評価に係る基本方針認可済み 5－1－3－1　波及的影響を考慮する施設の選定認可済み 5－1－4　地震応答解析の基本方針 5－1－5　設計用床応答スペクトルの作成方針 5－2　使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書 5－2－1　使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する計算書 5－3　金属キャスクの耐震性に関する説明書 5－3－1　金属キャスクの耐震性に関する計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
5－4　貯蔵架台の耐震性に関する説明書次回申請 5－4－1　貯蔵架台の耐震性に関する計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 5－5　受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する説明書次回申請 5－5－1　受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する計算書次回申請 5－6　搬送台車の耐震性に関する説明書次回申請 5－6－1　搬送台車の耐震性に関する計算書次回申請 5－7　波及的影響を及ぼすおそれのある施設に関する説明書次回申請 5－7－1　波及的影響を及ぼすおそれのある施設の 金属キャスクへの影響評価結果次回申請 5－8　耐震Ｃクラス設備の耐震基本方針及び評価 5－8－1　盤の計算方法に関する説明書 5－8－2　軽油貯蔵タンク（地下式）の計算方法に関する説明書 5－8－3　電源車の計算方法に関する説明書	5－4　貯蔵架台の耐震性に関する説明書 5－4－1　貯蔵架台の耐震性に関する計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 5－5　受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する説明書 5－5－1　受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する計算書 5－6　搬送台車の耐震性に関する説明書 5－6－1　搬送台車の耐震性に関する計算書 5－7　波及的影響を及ぼすおそれのある施設に関する説明書 5－7－1　波及的影響を及ぼすおそれのある施設の 金属キャスクへの影響評価結果 5－8　耐震Ｃクラス設備の耐震基本方針及び評価 5－8－1　盤の計算方法に関する説明書認可済み 5－8－2　軽油貯蔵タンク（地下式）の計算方法に関する説明書認可済み 5－8－3　電源車の計算方法に関する説明書認可済み 5－8－4　●●の計算方法に関する説明書・・・ ・・・(中略)・・・	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。
6　津波による損傷の防止に関する説明書 6－1　津波への配慮に関する説明書 6－1－1　津波への配慮に関する基本方針 6－1－2　仮想的大規模津波の設定 6－1－3　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の選定及び設計方針 6－1－4　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の評価方針次回申請 6－1－5　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の影響評価次回申請 6－1－5－1　仮想的大規模津波に対する金属キャスクの影響評価次回申請 6－1－5－2　仮想的大規模津波に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価次回申請 6－1－6　仮想的大規模津波に対する受入設備の評価方針次回申請 6－1－7　仮想的大規模津波に対する受入設備の影響評価次回申請	6　津波による損傷の防止に関する説明書 6－1　津波への配慮に関する説明書 6－1－1　津波への配慮に関する基本方針認可済み 6－1－2　仮想的大規模津波の設定認可済み 6－1－3　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の選定及び設計方針認可済み 6－1－4　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の評価方針 6－1－5　仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の影響評価 6－1－5－1　仮想的大規模津波に対する金属キャスクの影響評価 6－1－5－2　仮想的大規模津波に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価 6－1－6　仮想的大規模津波に対する受入設備の評価方針 6－1－7　仮想的大規模津波に対する受入設備の影響評価	
7　自然現象等による損傷の防止に関する説明書 7－1　使用済燃料貯蔵施設における自然現象等による損傷の防止に関する全体概要の説明書 7－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 7－2　竜巻への配慮に関する説明書 7－2－1　竜巻への配慮に関する基本方針 7－2－2　竜巻の影響を考慮する施設の選定及び設計方針 7－2－3　固縛対象物の選定 7－2－4　竜巻防護に関する施設の評価方針次回申請	7　自然現象等による損傷の防止に関する説明書 7－1　使用済燃料貯蔵施設における自然現象等による損傷の防止に関する全体概要の説明書 7－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 7－2　竜巻への配慮に関する説明書 7－2－1　竜巻への配慮に関する基本方針認可済み 7－2－2　竜巻の影響を考慮する施設の選定及び設計方針認可済み 7－2－3　固縛対象物の選定認可済み 7－2－4　竜巻防護に関する施設の評価方針	

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
7－2－5　竜巻に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価次回申請	7－2－5　竜巻に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。
7－2－6　竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針	7－2－6　竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針認可済み	
7－2－7　竜巻に対する電源車の固縛装置の影響評価	7－2－7　竜巻に対する電源車の固縛装置の影響評価認可済み	
7－3　火山への配慮に関する説明書	7－3　火山への配慮に関する説明書	
7－3－1　火山への配慮に関する基本方針	7－3－1　火山への配慮に関する基本方針認可済み	
7－3－2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定及び設計方針	7－3－2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定及び設計方針認可済み	
7－3－3　降下火砕物の影響を考慮する施設の評価方針次回申請	7－3－3　降下火砕物の影響を考慮する施設の評価方針	
7－3－4　降下火砕物に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価次回申請	7－3－4　降下火砕物に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価	
7－4　外部火災への配慮に関する説明書	7－4　外部火災への配慮に関する説明書	
7－4－1　外部火災への配慮に関する基本方針	7－4－1　外部火災への配慮に関する基本方針認可済み	
7－4－2　外部火災の影響を考慮する施設の選定及び設計方針	7－4－2　外部火災の影響を考慮する施設の選定及び設計方針	
7－4－3　外部火災防護に関する許容温度及び設定根拠	7－4－3　外部火災防護に関する許容温度及び設定根拠	
7－4－4　外部火災防護における評価方針	7－4－4　外部火災防護における評価方針	
7－4－5　外部火災を考慮する施設の影響評価	7－4－5　外部火災を考慮する施設の影響評価	
7－4－5－1　外部火災に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価	7－4－5－1　外部火災に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価認可済み	
7－4－5－2　外部火災に対する金属キャスクの影響評価次回申請	7－4－5－2　外部火災に対する金属キャスクの影響評価	
8　火災及び爆発の防止に関する説明書	8　火災及び爆発の防止に関する説明書	
9　安全機能の健全性維持に関する説明書	9　安全機能の健全性維持に関する説明書認可済み	
10　主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書	10　主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書	
10－1　金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針次回申請	10－1　金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針	
10－2　金属キャスクの強度に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2　金属キャスクの強度に関する説明書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－1　金属キャスクの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－1　金属キャスクの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－1－1　密封容器の応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－1－1　密封容器の応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－1－2　バスケットの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－1－2　バスケットの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－1－3　トラニオンの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－1－3　トラニオンの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－1－4　外筒及び中性子遮蔽材カバーの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－1－4　外筒及び中性子遮蔽材カバーの応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－2　金属キャスクの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	10－2－2　金属キャスクの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
10－2－2－1　密封容器の応力計算書	10－2－2－1　密封容器の応力計算書	

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 10－2－2－2　バスケットの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 10－2－2－3　トラニオンの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 10－2－2－4　外筒及び蓋部中性子遮蔽材カバーの強度に関する計算書次回申請 10－3　貯蔵架台の強度に関する説明書次回申請 10－3－1　貯蔵架台の応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 10－3－2　貯蔵架台の応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請 11　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）に関する説明書次回申請 11－1　受入れ区域天井クレーンの金属キャスクの取扱いに関する説明書次回申請 11－2　搬送台車の金属キャスクの取扱いに関する説明書次回申請 11－3　圧縮空気供給設備に関する説明書次回申請 12　計測制御系統施設に関する説明書次回申請 13　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書次回申請 13－1　廃棄物貯蔵室に関する説明書次回申請 13－1－1　漂流防止設備の評価方針次回申請 13－1－2　漂流防止設備の評価結果次回申請 14　放射線管理施設に関する説明書次回申請 14－1　エリアモニタリング設備に関する説明書次回申請 14－2　周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備に関する説明書次回申請 14－3　放射線サーベイ機器に関する説明書次回申請 15　汚染の拡大防止に関する説明書 16　その他設備に関する説明書 16－1　電気設備に関する説明書 16－2　通信連絡設備等に関する説明書次回申請 16－2－1　通信連絡設備に関する説明書次回申請 16－2－2　避難通路等に関する説明書次回申請 16－3　人の不法な侵入等の防止に関する説明書 16－4　換気設備に関する説明書	（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 10－2－2－2　バスケットの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 10－2－2－3　トラニオンの応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 10－2－2－4　外筒及び蓋部中性子遮蔽材カバーの強度に関する計算書 10－3　貯蔵架台の強度に関する説明書 10－3－1　貯蔵架台の応力解析の方針 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 10－3－2　貯蔵架台の応力計算書 （ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ）） 11　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）に関する説明書 11－1　受入れ区域天井クレーンの金属キャスクの取扱いに関する説明書 11－2　搬送台車の金属キャスクの取扱いに関する説明書 11－3　圧縮空気供給設備に関する説明書 12　計測制御系統施設に関する説明書 13　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 13－1　廃棄物貯蔵室に関する説明書 13－1－1　漂流防止設備の評価方針 13－1－2　漂流防止設備の評価結果 14　放射線管理施設に関する説明書 14－1　エリアモニタリング設備に関する説明書 14－2　周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備に関する説明書 14－3　放射線サーベイ機器に関する説明書 15　汚染の拡大防止に関する説明書認可済み 16　その他設備に関する説明書 16－1　電気設備に関する説明書認可済み 16－2　通信連絡設備等に関する説明書 16－2－1　通信連絡設備に関する説明書 16－2－2　避難通路等に関する説明書 16－3　人の不法な侵入等の防止に関する説明書認可済み 16－4　換気設備に関する説明書認可済み	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
17　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 17－1　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （使用済燃料貯蔵設備本体）次回申請 17－2　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備））次回申請 17－3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （計測制御系統施設）次回申請 17－4　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （放射線廃棄物の廃棄施設）次回申請 17－5　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （放射線管理施設）次回申請 17－6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （電気設備） 17－7　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （消防用設備）次回申請 18　計算機プログラム（解析コード）に関する説明書次回申請 19　図面 19－1　事業所の概要を明示した地形図 19－1－1　施設の概要を明示した地形図 19－2　配置図 19－2－1　リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図 19－2－2　使用済燃料貯蔵建屋機器配置図 19－2－3　計測設備の配置図 19－2－3－1　給排気温度検出器の配置図 19－2－3－2　使用済燃料貯蔵建屋監視盤室の機器配置図（計測設備）次回申請 19－2－3－3　使用済燃料貯蔵建屋の計測設備の機器配置図次回申請 19－2－3－4　事務建屋の機器配置図（計測設備）次回申請 19－2－4　放射線監視設備の配置図 19－2－4－1　エリアモニタリング設備エリアモニタ検出器の配置図 19－2－4－2　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポイント）の配置図次回申請 19－2－4－3　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポストＡ）の機器配置図次回申請 19－2－4－4　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポストＢ）の機器配置図次回申請 19－2－4－5　使用済燃料貯蔵建屋監視盤室の機器配置図 （放射線監視設備）次回申請	17　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 17－1　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （使用済燃料貯蔵設備本体） 17－2　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）） 17－3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （計測制御系統施設） 17－4　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （放射線廃棄物の廃棄施設） 17－5　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （放射線管理施設） 17－6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （電気設備）認可済み 17－7　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 （消防用設備） 18　計算機プログラム（解析コード）に関する説明書 19　図面 19－1　事業所の概要を明示した地形図 19－1－1　施設の概要を明示した地形図 19－2　配置図 19－2－1　リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図 19－2－2　使用済燃料貯蔵建屋機器配置図 19－2－3　計測設備の配置図 19－2－3－1　給排気温度検出器の配置図 19－2－3－2　使用済燃料貯蔵建屋監視盤室の機器配置図（計測設備） 19－2－3－3　使用済燃料貯蔵建屋の計測設備の機器配置図 19－2－3－4　事務建屋の機器配置図（計測設備） 19－2－4　放射線監視設備の配置図 19－2－4－1　エリアモニタリング設備エリアモニタ検出器の配置図 19－2－4－2　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポイント）の配置図 19－2－4－3　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポストＡ）の機器配置図 19－2－4－4　周辺監視区域境界付近モニタリング設備 （モニタリングポストＢ）の機器配置図 19－2－4－5　使用済燃料貯蔵建屋監視盤室の機器配置図 （放射線監視設備）	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
19－2－5　電気設備の配置図	19－2－5　電気設備の配置図認可済み	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。
19－2－5－1　使用済燃料貯蔵建屋電気品室の機器配置図	19－2－5－1　使用済燃料貯蔵建屋電気品室の機器配置図認可済み	
19－2－5－2　使用済燃料貯蔵建屋の電気設備の機器配置図	19－2－5－2　使用済燃料貯蔵建屋の電気設備の機器配置図認可済み	
19－2－5－3　事務建屋の機器配置図（電気設備）	19－2－5－3　事務建屋の機器配置図（電気設備）認可済み	
19－2－5－4　受変電施設の機器配置図	19－2－5－4　受変電施設の機器配置図認可済み	
19－2－5－5　周辺監視区域境界付近モニタリング設備（モニタリングポストＡ）の機器配置図（電気設備）	19－2－5－5　周辺監視区域境界付近モニタリング設備（モニタリングポストＡ）の機器配置図（電気設備）認可済み	
19－2－5－6　周辺監視区域境界付近モニタリング設備（モニタリングポストＢ）の機器配置図（電気設備）	19－2－5－6　周辺監視区域境界付近モニタリング設備（モニタリングポストＢ）の機器配置図（電気設備）認可済み	
19－2－5－7　軽油貯蔵タンク（地下式）の機器配置図	19－2－5－7　軽油貯蔵タンク（地下式）の機器配置図認可済み	
19－2－6　通信連絡設備等の配置図次回申請	19－2－6　通信連絡設備等の配置図	
19－2－6－1　通信連絡設備の配置図次回申請	19－2－6－1　通信連絡設備の配置図	
19－2－6－2　避難通路等の配置図次回申請	19－2－6－2　避難通路等の配置図	
19－2－7　火災防護設備の配置図	19－2－7　火災防護設備の配置図	
19－2－7－1　使用済燃料貯蔵建屋火災区域区画図	19－2－7－1　使用済燃料貯蔵建屋火災区域区画図	
19－2－7－2　消防用設備配置図次回申請	19－2－7－2　消防用設備配置図	
19－3　構造図	19－3　構造図	
19－3－1　使用済燃料貯蔵設備本体の構造図次回申請	19－3－1　使用済燃料貯蔵設備本体の構造図	
19－3－1－1　金属キャスクの構造図次回申請	19－3－1－1　金属キャスクの構造図	
19－3－1－1－1　金属キャスクの構造図（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	19－3－1－1－1　金属キャスクの構造図（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
19－3－1－2　貯蔵架台の構造図次回申請	19－3－1－2　貯蔵架台の構造図	
19－3－1－2－1　貯蔵架台の構造図（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））次回申請	19－3－1－2－1　貯蔵架台の構造図（ＢＷＲ用大型キャスク（タイプ２Ａ））	
19－3－1－3　金属キャスクの密封性を監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面次回申請	19－3－1－3　金属キャスクの密封性を監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面	
19－3－2　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）の構造図次回申請	19－3－2　使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）の構造図	
19－3－2－1　受入れ区域天井クレーンの構造図次回申請	19－3－2－1　受入れ区域天井クレーンの構造図	
19－3－2－2　搬送台車の構造図次回申請	19－3－2－2　搬送台車の構造図	
19－3－2－3　仮置架台の構造図次回申請	19－3－2－3　仮置架台の構造図	
19－3－2－4　たて起こし架台の構造図次回申請	19－3－2－4　たて起こし架台の構造図	
19－3－2－5　検査架台の構造図次回申請	19－3－2－5　検査架台の構造図	
19－3－2－6　圧縮空気供給設備の構造図次回申請	19－3－2－6　圧縮空気供給設備の構造図	
19－3－3　使用済燃料貯蔵建屋の構造図次回申請	19－3－3　使用済燃料貯蔵建屋の構造図	
19－3－4　電気設備の構造図	19－3－4　電気設備の構造図認可済み	
19－3－4－1　無停電電源装置の構造図	19－3－4－1　無停電電源装置の構造図認可済み	
19－3－4－2　共用無停電電源装置の構造図	19－3－4－2　共用無停電電源装置の構造図認可済み	
19－3－4－3　電源車の構造図	19－3－4－3　電源車の構造図認可済み	
19－3－4－4　軽油貯蔵タンク（地下式）の構造図	19－3－4－4　軽油貯蔵タンク（地下式）の構造図認可済み	

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
19－3－5　消防用設備の構造図次回申請 19－3－5－1　動力消防ポンプの構造図次回申請 19－3－5－2　防火水槽の構造図次回申請 19－4　系統図及び単線結線図 19－4－1　使用済燃料の受入施設の系統図次回申請 19－4－1－1　圧縮空気供給設備の系統図次回申請 19－4－1－2　冷却水系統の系統図次回申請 19－4－2　計測設備の系統図次回申請 19－4－3　放射線監視設備の系統図次回申請 19－4－3－1　エリアモニタリング設備の系統図次回申請 19－4－3－2　周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備の系統図次回申請 19－4－4　電気設備の系統図 19－4－4－1　リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図 19－4－4－2　無停電電源装置の単線結線図 19－4－4－3　共用無停電電源装置の単線結線図 19－4－4－4　モニタリングポストの単線結線図 19－4－4－5　電灯分電盤（保安灯）の単線結線図 19－4－4－6　軽油貯蔵タンク（地下式）の系統図 19－4－5　通信連絡設備の系統図次回申請 19－4－6　消防用設備の系統図次回申請 19－4－6－1　火災感知設備の系統図次回申請	19－3－5　消防用設備の構造図 19－3－5－1　動力消防ポンプの構造図 19－3－5－2　防火水槽の構造図 19－4　系統図及び単線結線図 19－4－1　使用済燃料の受入施設の系統図 19－4－1－1　圧縮空気供給設備の系統図 19－4－1－2　冷却水系統の系統図 19－4－2　計測設備の系統図 19－4－3　放射線監視設備の系統図 19－4－3－1　エリアモニタリング設備の系統図 19－4－3－2　周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備の系統図 19－4－4　電気設備の系統図認可済み 19－4－4－1　リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図認可済み 19－4－4－2　無停電電源装置の単線結線図認可済み 19－4－4－3　共用無停電電源装置の単線結線図認可済み 19－4－4－4　モニタリングポストの単線結線図認可済み 19－4－4－5　電灯分電盤（保安灯）の単線結線図認可済み 19－4－4－6　軽油貯蔵タンク（地下式）の系統図認可済み 19－4－5　通信連絡設備の系統図 19－4－6　消防用設備の系統図 19－4－6－1　火災感知設備の系統図	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

申請書（分割１回目）抜粋	申請書（分割２回目，予定）抜粋	備考
【添付書類３　　使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書】 **【添付書類３　添付】** 添付８　火災及び爆発の防止に関する説明書 目次 1.　概要 …… 1 2.　火災及び爆発の防止に関する基本方針 …… 2 2.1　火災の発生防止 …… 2 2.2　火災の感知及び消火 …… 2 2.3　火災の影響軽減 …… 2 3.　火災防護の基本事項 …… 3 3.1　火災区域及び火災区画の選定 …… 3 3.2　適用規格及び基準 …… 3 4.　火災の発生防止 …… 4 4.1　火災の発生防止について …… 4 4.2　不燃性材料及び難燃性材料の使用について …… 5 4.3　落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止について次回申請 …… 6 5.　火災の感知及び消火次回申請 …… 7 6.　火災の影響軽減対策 …… 7 6.1　火災の影響軽減対策のための火災区域及び火災区画の分離次回申請 …… 7 6.2　配管等による火災区域及び火災区画貫通部の設計 …… 7 6.3　軽油貯蔵タンク（地下式）の火災による被害の拡大防止 …… 7	**【添付書類３　　使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書】** **【添付書類３　添付】** 添付８　火災及び爆発の防止に関する説明書 目次 1.　概要 …… 1 2.　火災及び爆発の防止に関する基本方針 …… ● 2.1　火災の発生防止 …… ● 2.2　火災の感知及び消火 …… ● 2.3　火災の影響軽減 …… ● 3.　火災防護の基本事項 …… ● 3.1　火災区域及び火災区画の選定 …… ● 3.2　適用規格及び基準 …… ● 4.　火災の発生防止 …… ● 4.1　火災の発生防止について …… ● 4.2　不燃性材料及び難燃性材料の使用について …… ● 4.3　落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止について …… ● 5.　火災の感知及び消火 …… ● 5.1　火災感知設備について …… ● 5.1.1　要求機能及び性能目標 …… ● 5.1.2　機能設計 …… ● 5.2　消火設備について …… ● 5.2.1　要求機能及び性能目標 …… ● 5.2.2　機能設計 …… ● 6.　火災の影響軽減対策 …… ● 6.1　火災の影響軽減対策のための火災区域及び火災区画の分離 …… ● 6.2　配管等による火災区域及び火災区画貫通部の設計 …… ● 6.3　軽油貯蔵タンク（地下式）の火災による被害の拡大防止 …… ●	申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）の項目のページ番号記載箇所に認可済みと記載する。 設工認申請書（分割２回目）では，申請書（分割１回目）にて次回申請と記載していた箇所から次回申請を外す。

第3－1表　施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）　（分割第１回申請に同じ）

別紙３

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの
◇：安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの
△：上記4項目の間接要求又は関連し，性能，機能を達成するのに必要な関連設備，機器＊
□：更なる信頼性向上の観点から設置する設備
－：当該条項の要求事項に該当しない
＊：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備，機器」は「△」としない。

使用済燃料貯蔵施設の技術基準規則

No.	機能等	機器・設備	申請回（1回目：1／2回目：2）	既設／新設	耐震クラス	機器グループ	3 特殊な設計 1項	3 特殊な設計 2項	4 廃止措置中の施設維持	5 臨界	6 地盤	7 地震 1項	7 地震 2項	7 地震 3項	8 津波	9 外部衝撃 1項	9 外部衝撃 2項	10 不法侵入	11 閉じ込め 1項1号	11 閉じ込め 1項2号	11 閉じ込め 1項3号イ	11 閉じ込め 1項3号ロ	11 閉じ込め 1項3号ハ	12 火災 1項	12 火災 2項	12 火災 3項	13 安全機能 1項	13 安全機能 2項	14 材料構造 1項1号イ	14 1項1号ロ	14 1項1号ハ	14 1項1号ニ	14 1項2号イ	14 1項2号ロ	14 1項2号ハ	14 1項2号ニ	14 1項2号ホ	14 1項3号イ	14 1項3号ロ	14 1項3号ハ	14 1項3号ニ	14 2項	15 搬送設備受入設備 1項1号	15 1項2号	16 除熱	17 計測制御系統施設 1項1号	17 1項2号	17 1項3号	17 2項	18 放射線管理施設 1項1号	18 1項2号	18 1項3号	18 1項4号	18 1項5号	18 2項	19 廃棄施設 1項1号	19 1項2号	19 1項3号	19 1項4号	19 1項5号	20 汚染の防止	21 遮蔽 1項	21 遮蔽 2項	22 換気設備 1項1号	22 1項2号	22 1項3号	22 1項4号	23 予備電源	24 通信連絡設備等 1項	24 2項	24 3項	一般産業用工業品（製品）	備考
1	使用済燃料貯蔵設備本体	金属キャスク	2	既設	S	①	–	–	–	◎	–※1	○1	○1	–	○1	○1	○1	–	◎	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	○1	○1	–	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	–	–	◎	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◎	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
2		貯蔵架台	2	既設	S	②-1	–	–	–	–	–※1	○1	○1	–	○1	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	○1	–	○1	○1	○1	–	–	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
3	使用済燃料の受入施設／使用済燃料の搬送設備及び受入設備	受入れ区域天井クレーン	2	既設	B (S_s)	②-1	–	–	–	–	–※1	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
4		搬送台車	2	既設	B (S_s)	②-1	–	–	–	–	–※1	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○1	○1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
5		仮置架台	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
6-1	たて起こし架台	たて起こし架台	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
6-2		衝撃吸収材	2	既設	–	②-2	–	–	–	–	–※1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
7		検査架台	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	△	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
8-1	圧縮空気供給設備	空気圧縮機	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-2		空気貯槽	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-3		安全弁	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-4		空気除湿装置	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-5		除湿装置　前置フィルタ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-6		除湿装置　後置フィルタ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-7		主配管	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
8-8		冷却水系統	2	既設	C	③	–	–	–	–	△※1,※3	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	空気圧縮機の冷却源として，基本設計方針に記載。
9	計測制御系統施設／計測設備	蓋間圧力検出器	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
10		表面温度検出器	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
11-1		給排気温度検出器	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
11-2		表示・警報装置	2	既設（取替）	C	③	–	–	–	–	–※1,※2	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
11-3	代替計測用計測器	・圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）	2	新設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	・津波等により既設の計測設備が使用できなくなった場合，可搬型の計測器等を用いて計測を行う。
11-4		・非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用）	2	新設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	・津波等により既設の計測設備が使用できなくなった場合，可搬型の計測器等を用いて計測を行う。
11-5		・温度検出器（給排気温度の代替計測用）	2	新設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	・津波等により既設の計測設備が使用できなくなった場合，可搬型の計測器等を用いて計測を行う。
12		漏えい検知器	–	既設	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	□	□	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	□	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	・放射性液体廃棄物の著しい漏えいはないことから，さらなる信頼性向上の観点から設置する設備とする。
13	放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物貯蔵室	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
14-1	放射性廃棄物／密封容器／廃棄物	ドラム缶	–	新設	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	□	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	・漂流防止金具は基本設計方針，添付書類に記載。
14-2		ステンレス製等の容器	–	新設	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	□	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	・漂流防止金具は基本設計方針，添付書類に記載。
15-1	放射線管理施設／放射線監視設備／エリアモニタリング設備	ガンマ線エリアモニタ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	○2	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	—	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
15-2		中性子線エリアモニタ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※1	○2	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	○2	–	○2	–	–	–	–	–	–	–	—	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
16-1	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備	モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
16-2		モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（高レンジ））	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
16-3		モニタリングポスト（中性子線モニタ）	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
16-4		モニタリングポイント	2	既設	C	③	–	–	–	–	◇※3	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-5	放射線サーベイ機器	GM管サーベイメータ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-6		電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用）	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-7		シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用）	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-8		中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用）	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-9		ガスモニタ	2	既設	C	②-2	–	–	–	–	–※2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	○2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○2	–	△	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	
16-10		出入管理設備（入退域管理装置）	2	既設	C	③	–	–	–	–	–※1	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	・事業許可基準規則の要求に基づき設ける。
16-11		個人管理用測定設備（個人線量計）	2	既設	C	③	–	–	–	–	–※1	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	◇	◇	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	・事業許可基準規則の要求に基づき設ける。

注：要目表に記載しない機器グループ③は背景を水色とする。
　さらなる信頼性向上の観点から設置する設備は背景を灰色にする。

※1　貯蔵建屋に設置される施設，設備（貯蔵建屋を介して地盤に支持される）
※2　貯蔵建屋以外の建屋に設置される施設，設備（貯蔵建屋以外の建屋を介して地盤に支持される）
※3　直接地盤に設置される施設，設備

第3－1表　施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）　（分割第１回申請に同じ）

別紙３

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの
◇：安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの
△：上記4項目の間接要求又は関連し，性能，機能を達成するのに必要な関連設備，機器＊
□：更なる信頼性向上の観点から設置する設備
－：当該条項の要求事項に該当しない
＊：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備，機器」は「△」としない。

No.	機能等／機器・設備					申請回（1回目：1／2回目：2）	既設／新設	耐震クラス	機器グループ	使用済燃料貯蔵施設の技術基準規則																																																														一般産業用工業品（製品）	備考
										3		4	5	6	7			8	9		10	11					12			13		14														15		16	17				18						19					20	21		22				23	24				
										特殊な設計		廃止措置中の施設維持	臨界	地盤	地震			津波	外部衝撃		不法侵入	閉じ込め					火災			安全機能		材料構造														搬送設備受入設備		除熱	計測制御系統施設				放射線管理施設						廃棄施設					汚染の防止	遮蔽		換気設備				予備電源	通信連絡設備等				
										1項	2項				1項	2項	3項		1項	2項		1項1号	1項2号	1項3号			1項	2項	3項	1項	2項	1項1号				1項2号					1項3号				2項	1項1号	1項2号		1項1号	1項2号	1項3号	2項	1項1号	1項2号	1項3号	1項4号	1項5号	2項	1項1号	1項2号	1項3号	1項4号	1項5号		1項	2項	1項1号	1項2号	1項3号	1項4号		1項	2項	3項		
																								イ	ロ	ハ						イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	イ	ロ	ハ	ニ																																
17-1	使用済燃料貯蔵建屋				使用済燃料貯蔵建屋	2	既設	B (S_s)	①	－	－	－	－	○1 ※3	○1	○1	○1	○1	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・20条は受入れ区域の適合性について記載。
17-2					遮蔽ルーバ	2	既設	B (S_s)	①	－	－	－	－	－ ※1	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
17-3					遮蔽扉	2	既設	B (S_s)	①	－	－	－	－	－ ※1	○1	○1	－	○1	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	○1	○1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
18	その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設	電気設備			電気設備（常用電源設備）（予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲）	1	既設／新設	C	③	－	－	－	－	◇ ※1,※2,※3	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	－	－	○	・単線結線図（6.6kV常用母線，420V常用母線，210V常用母線，105V常用母線）を申請書に添付 ・要目表は作成しないが，基本設計方針にて構成を説明するとともに，使用済燃料備蓄センター内の電源構成を添付の単線結線図に示す ・直流電源装置を含む
19					無停電電源装置	1	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	－	－	－	○	
20					共用無停電電源装置	1	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	－	－	－	○	・事業許可で「受変電施設に設置している無停電電源装置」と記載している装置 ・保安灯用電源（8時間点灯）
21					電源車	1	既設／新設	C	②-2	－	－	－	－	○2 ※3	○2	－	－	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	－	－	－	○	・電源車の固縛装置は自然現象の基本設計方針，添付書類に記載。
22					軽油貯蔵タンク（地下式）	1	新設	C	②-2	－	－	－	－	○2 ※3	○2	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	－	－	－	○	
23					据置発電機	－	既設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	□	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	□	－	－	－	○	
24-1		通信連絡設備等	通信連絡設備		社内電話設備	2	既設	C	③	－	－	－	－	－ ※1,※2	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	○	
24-2					送受話器	2	新設	C	③	－	－	－	－	－ ※1,※2	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	－	○	
24-3					放送設備	2	新設	C	③	－	－	－	－	－ ※1,※2	◇	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	－	○	・津波襲来後は非常用のマイク，スピーカーのみ使用可能
24-4					警報装置	2	新設	C	③	－	－	－	－	－ ※1,※2	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	－	○	・津波襲来前は使用可能，津波襲来後は設備が水没するため使用不可。
24-5					衛星携帯電話	2	新設	C	③	－	－	－	－	－ ※2	◇	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	○	
24-6					加入電話設備	2	新設	C	③	－	－	－	－	－ ※2	◇	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	－	○	・津波襲来後は予備緊急時対策所のみ使用可能
25			避難通路		安全避難用扉	2	既設	C	③	－	－	－	－	－ ※1	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	○	
26-1				誘導灯	通路誘導灯	2	既設	C	③	－	－	－	－	－ ※1	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	○	
26-2					避難口誘導灯	2	既設	C	③	－	－	－	－	－ ※1	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	○	
26-3					保安灯	2	既設	C	③	－	－	－	－	－ ※1	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	◇	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◇	○	
27		消防用設備	消火設備		動力消防ポンプ	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	○2 ※3	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	・火災等による損傷の防止について基本設計方針に記載（消防用設備）
28-1				消火器	粉末（ABC）消火器	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	○2 ※1,※3	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
28-2					大型粉末消火器	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
28-3					化学泡消火器	2	新設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
29					防火水槽	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	○2 ※3	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
30-1			火災感知設備		光電式分離型感知器	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
30-2					光電式スポット型感知器	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
30-3					差動式スポット型感知器	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
30-4					火災受信機	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
30-5					表示機	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
31			火災区域構造物及び火災区画構造物		防火シャッタ	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
32					防火扉	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
33					コンクリート壁	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
34			避雷設備		棟上導体	2	既設	C	②-2	－	－	－	－	－ ※1	○2	－	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○2	○2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
35					人の不法な侵入等防止設備	1	既設	核物質防護規定側のみの管理となるため，設工認申請では基本設計方針のみの記載とする。																																																																		③と同様に扱う。
36					受入れ区域架構鉄骨緩衝材	－	新設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・火災等による損傷の防止について基本設計方針に記載
37					予備緊急時対策所・資機材保管庫	－	新設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・津波浸水範囲外の高台に設置する旨基本設計方針に記載

注：要目表に記載しない機器グループ③は背景を水色とする。
　　さらなる信頼性向上の観点から設置する設備は背景を灰色にする。

※1　貯蔵建屋に設置される施設，設備（貯蔵建屋を介して地盤に支持される）
※2　貯蔵建屋以外の建屋に設置される施設，設備（貯蔵建屋以外の建屋を介して地盤に支持される）
※3　直接地盤に設置される施設，設備

（分割第1回申請に同じ）

別紙４

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則

説明項目	章番号	名称	3 特殊な設計 1項	3 特殊な設計 2項	4 廃止措置中の施設維持 1項	5 臨界	6 地盤	7 地震 1項	7 地震 2項	7 地震 3項	8 津波	9 外部衝撃 1項	9 外部衝撃 2項	10 不法侵入	11 閉じ込め 1項1号	11 閉じ込め 1項*1 2号	11 閉じ込め 1項3号 イ*2	11 閉じ込め 1項3号 ロ*2	11 閉じ込め 1項3号 ハ*3	12 火災 1項	12 火災 2項	12 火災 3項	13 安全機能 1項	13 安全機能 2項	14 材料構造 1項1号 イ	14 材料構造 1項1号 ロ	14 材料構造 1項1号 ハ	14 材料構造 1項1号 ニ	14 材料構造 1項2号 イ	14 材料構造 1項2号 ロ	14 材料構造 1項2号 ハ	14 材料構造 1項2号 ニ	14 材料構造 1項2号 ホ	14 材料構造 1項3号 イ	14 材料構造 1項3号 ロ	14 材料構造 1項3号 ハ	14 材料構造 1項3号 ニ	14 材料構造 2項
臨界	1	使用済燃料の臨界防止に関する説明書				○																																
	1 － 1	使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書				○																																
閉じ込め	2	使用済燃料等の閉じ込めに関する関する説明書													○																							
	2 － 1	金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書													○																							
除熱	3	使用済燃料の除熱に関する説明書																																				
	3 － 1	金属キャスクの除熱に関する説明書																																				
	3 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書																																				
遮蔽	4	放射線による被ばくの防止に関する説明書																																				
	4 － 1	金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書																																				
	4 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書																																				
地震	5 － 1	申請設備に係る耐震設計の基本方針					○	○	○	○																												
	5 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書					○	○	○																													
	5 － 3	金属キャスクの耐震性に関する説明書						○	○																													
	5 － 4	貯蔵架台の耐震性に関する説明書						○	○																													
	5 － 5	受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する説明書						○	○																													
	5 － 6	搬送台車の耐震性に関する説明書						○	○																													
	5 － 7	波及的影響評価を及ぼすおそれのある施設に関する説明書							○																													
	5 － 8	耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価						○																														
津波	6 － 1	津波への配慮に関する説明書									○																											
自然現象	7 － 1	使用済燃料貯蔵施設における自然現象等による損傷の防止に関する全体概要の説明書										○	○																									
	7 － 2	竜巻への配慮に関する説明書										○																										
	7 － 3	火山への配慮に関する説明書										○																										
	7 － 4	外部火災への配慮に関する説明書										○	○																									
火災及び爆発防止	8	火災及び爆発の防止に関する説明書																		○	○	○																
安全機能	9	安全機能の健全性維持に関する説明書																					○	○														
材料・構造	10	主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 － 1	金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 － 2	金属キャスクの強度に関する説明書																							○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 － 3	貯蔵架台の強度に関する説明書																							○		○	○	○			○	○					
搬送設備・受入設備	11 － 1	受入れ区域天井クレーンの金属キャスクの取扱いに関する説明書																				○	○															
	11 － 2	搬送台車の金属キャスクの取扱いに関する説明書																				○	○															
	11 － 3	圧縮空気供給設備に関する説明書																				○	○															
計測制御系統施設	12	計測制御系統施設に関する説明書									○											○	○															
廃棄施設	13 － 1	廃棄物貯蔵室に関する説明書															○	○				○	○															
放射線管理施設	14	放射線管理施設に関する説明書									○											○	○															
	14 － 1	エリアモニタリング設備に関する説明書																																				
	14 － 2	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備に関する説明書																																				
	14 － 3	放射線サーベイ機器に関する説明書									○																											
汚染拡大防止	15	汚染の拡大防止に関する説明書															○	○																				
電気設備	16 － 1	電気設備に関する説明書									○											○	○															
通信連絡設備等	16 － 2	通信連絡設備等に関する説明書									○											○	○															
不法な侵入防止設備	16 － 3	人の不法な侵入等の防止に関する説明書												○																								
換気設備	16 － 4	換気設備に関する説明書																																				
設定根拠	17	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（一式で記載）				○														○		○																
計算機プログラム	18	計算機プログラム（解析コード）に関する説明書				○		○	○		○																		○	○	○		○					
地形図	19 － 1	事業所の概要を明示した地形図					○			○	○																											
配置図	19 － 2	配置図					○	○	○	○	○						○	○		○		○																
構造図	19 － 3	構造図				○		○	○	○	○				○					○					○				○	○	○	○	○					
系統図及び単線結線図	19 － 4	系統図及び単線結線図									○									○																		

＊1：技術基準規則第11条第1項第2号
使用済燃料貯蔵施設では，流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導き接続する管はないことから，第11条第1項第2号を説明する添付書類は無い。

＊2：技術基準規則第11条第1項第3号イ項及びロ項：
平常時に発生する放射性廃棄物は無く液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備はないが，搬入した金属キャスクの表面に汚染が確認された場合の汚染拡大防止として床面や壁面の塗装を行うことを，廃棄物貯蔵室に関する説明書にて説明する。

＊3：技術基準規則第11条第1項第3号ハ項
使用済燃料貯蔵施設では，平常時に発生する放射性廃棄物は無く液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備は設置されないことから，第11条第1項第3号ハ項を説明する添付書類は無い。

表3－2 技術基準規則各条文への適合性を説明する添付書類(2／2)

（分割第1回申請に同じ）

説明項目	章番号	名称	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則																											
			15		16	17				18						19					20	21		22				23	24		
			搬送設備受入設備		除熱	計測制御系統施設				放射線管理施設						廃棄施設*5					汚染の防止	遮蔽		換気設備*6				予備電源	通信連絡設備等		
			1項1号	1項2号		1項1号	1項2号	1項3号	2項	1項1号	1項*4 2号	1項*4 3号	1項4号	1項5号	2項	1項1号	1項2号	1項3号	1項4号	1項5号		1項	2項	1項1号	1項2号	1項3号	1項4号		1項	2項	3項
臨界	1	使用済燃料の臨界防止に関する説明書																													
	1 － 1	使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書																													
閉じ込め	2	使用済燃料等の閉じ込めに関する関する説明書																													
	2 － 1	金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書																													
除熱	3	使用済燃料の除熱に関する説明書			○																										
	3 － 1	金属キャスクの除熱に関する説明書			○																										
	3 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書			○																										
遮蔽	4	放射線による被ばくの防止に関する説明書																				○	○								
	4 － 1	金属キャスクの放射線の遮蔽に関する説明書																				○									
	4 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書																				○	○								
地震	5 － 1	申請設備に係る耐震設計の基本方針																													
	5 － 2	使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書																													
	5 － 3	金属キャスクの耐震性に関する説明書																													
	5 － 4	貯蔵架台の耐震性に関する説明書																													
	5 － 5	受入れ区域天井クレーンの耐震性に関する説明書																													
	5 － 6	搬送台車の耐震性に関する説明書																													
	5 － 7	波及的影響評価を及ぼすおそれのある施設に関する説明書																													
	5 － 8	耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価																													
津波	6 － 1	津波への配慮に関する説明書																													
自然現象	7 － 1	使用済燃料貯蔵施設における自然現象等による損傷の防止に関する全体概要の説明書																													
	7 － 2	竜巻への配慮に関する説明書																													
	7 － 3	火山への配慮に関する説明書																													
	7 － 4	外部火災への配慮に関する説明書																													
火災及び爆発防止	8	火災及び爆発の防止に関する説明書																													
安全機能	9	安全機能の健全性維持に関する説明書																													
材料・構造	10	主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書																													
	10 － 1	金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針																													
	10 － 2	金属キャスクの強度に関する説明書																													
	10 － 3	貯蔵架台の強度に関する説明書																													
搬送設備・受入設備	11 － 1	受入れ区域天井クレーンの金属キャスクの取扱いに関する説明書	○	○																											
	11 － 2	搬送台車の金属キャスクの取扱いに関する説明書	○	○																											
	11 － 3	圧縮空気供給設備に関する説明書	○																												
計測制御系統施設	12	計測制御系統施設に関する説明書			○	○	○	○	○						○																
廃棄施設	13 － 1	廃棄物貯蔵室に関する説明書*5																			○										
放射線管理施設	14	放射線管理施設に関する説明書							○	○			○	○	○																
	14 － 1	エリアモニタリング設備に関する説明書							○	○			○		○																
	14 － 2	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備に関する説明書												○	○																
	14 － 3	放射線サーベイ機器に関する説明書											○		○																
汚染拡大防止	15	汚染の拡大防止に関する説明書																			○										
電気設備	16 － 1	電気設備に関する説明書																										○			
通信連絡設備等	16 － 2	通信連絡設備等に関する説明書																											○	○	○
不法な侵入防止設備	16 － 3	人の不法な侵入等の防止に関する説明書																													
換気設備	16 － 4	換気設備に関する説明書																													
設定根拠	17	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(一式で記載)	○	○	○	○	○	○		○			○	○								○						○			
計算機プログラム	18	計算機プログラム(解析コード)に関する説明書			○																	○									
地形図	19 － 1	事業所の概要を明示した地形図																													
配置図	19 － 2	配置図	○	○	○			○	○	○			○	○	○						○		○					○	○	○	○
構造図	19 － 3	構造図	○	○	○																	○						○			
系統図及び単線結線図	19 － 4	系統図及び単線結線図	○			○	○	○	○	○			○	○	○													○	○	○	○

＊4：技術基準規則第18条第1項第2号及び3号
使用済燃料貯蔵施設で貯蔵する使用済燃料集合体は，金属キャスクに収納された状態で施設に搬入し，別の容器に詰め替えることなく貯蔵する。

＊5：技術基準規則第19条
技術基準規則第19条では放射性廃棄物の廃棄処理施設に対する要求である。使用済燃料貯蔵施設では，放射性廃棄物を廃棄物貯蔵室に保管廃棄する設計であるため保管廃棄の説明を廃棄物貯蔵室に関する説明書で記載する。

＊6：技術基準規則第22条
技術基準規則第22条（換気設備）は放射線障害防止のための要求である。使用済燃料貯蔵施設は汚染のおそれのない管理区域の設計であるため放射線障害防止のための換気設備は不要である旨を換気設備に関する説明書に記載する。

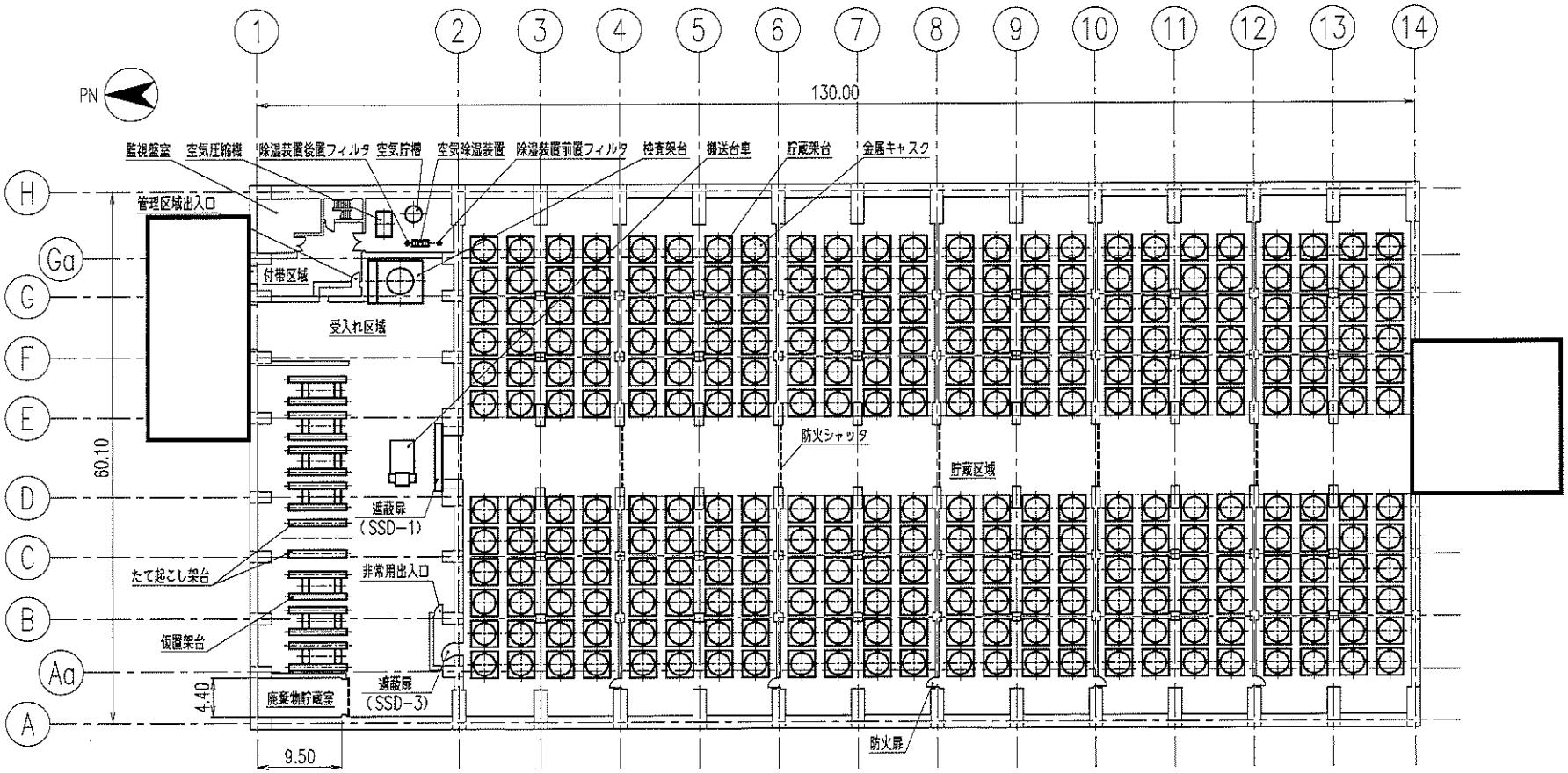

T.P. ＋16.3

0 10 20 30m

注１：特記なき寸法はｍを示す
注２：「T.P.」は東京湾平均海面を示す
注３：金属キャスク最大貯蔵時を示す
注４：PN（プラントノース）は、真北から6° 23' 西方向に設計上の北として設定されたもの

（分割第１回申請に同じ）	１９－２－２
リサイクル燃料備蓄センター	
名称	使用済燃料貯蔵建屋 機器配置図（１／５）
リサイクル燃料貯蔵株式会社	

別紙５

枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。

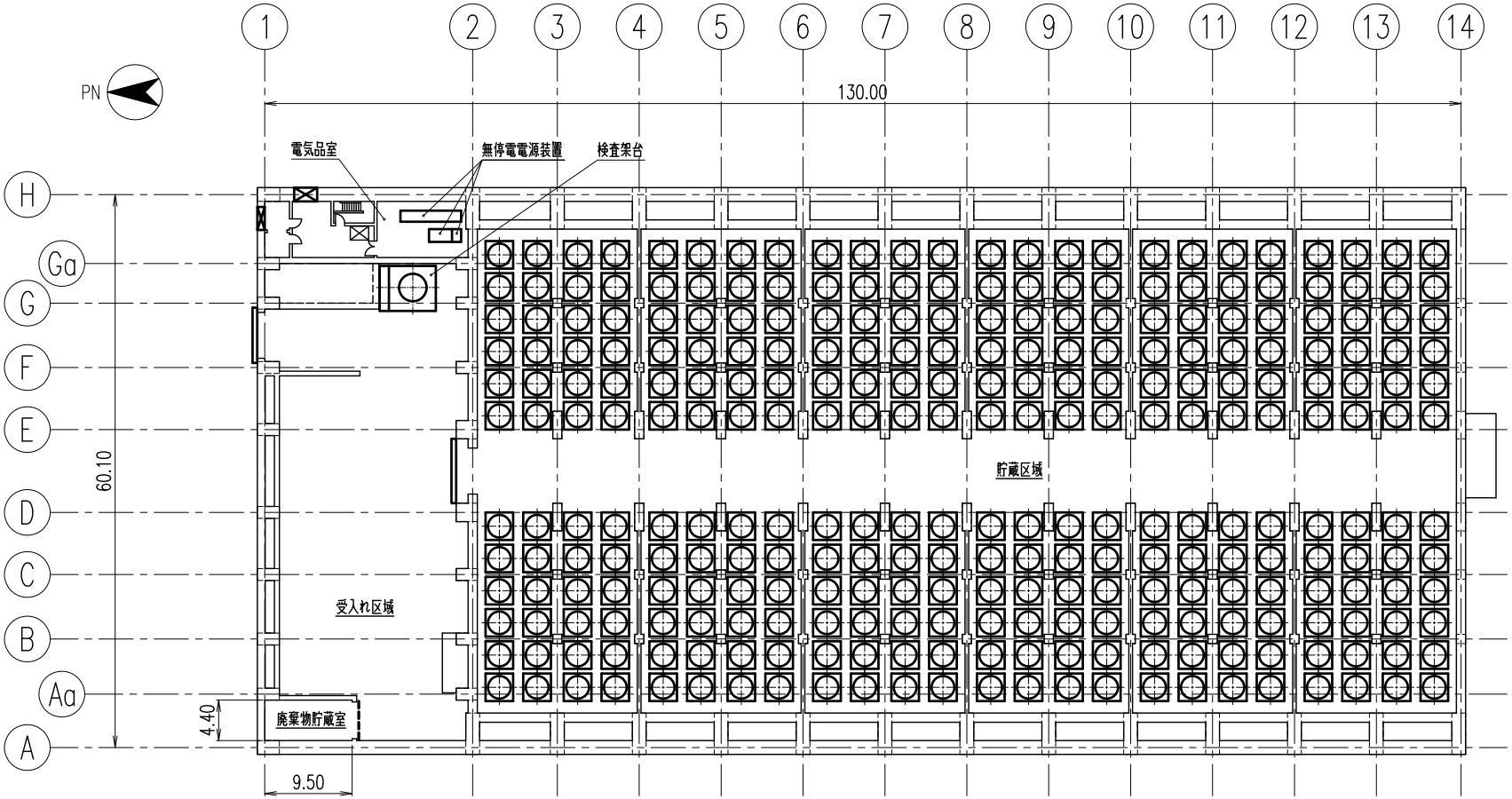

0 10 20 30m

T.P. ＋２１．６

（分割第１回申請に同じ）

１９－２－２

注１：特記なき寸法はｍを示す
注２：「T.P.」は東京湾平均海面を示す
注３：金属キャスク最大貯蔵時を示す
注４：PN（プラントノース）は、真北から6°23’西方向に
　　設計上の北として設定されたもの

リサイクル燃料備蓄センター	
名称	使用済燃料貯蔵建屋 機器配置図（２／５）
リサイクル燃料貯蔵株式会社	

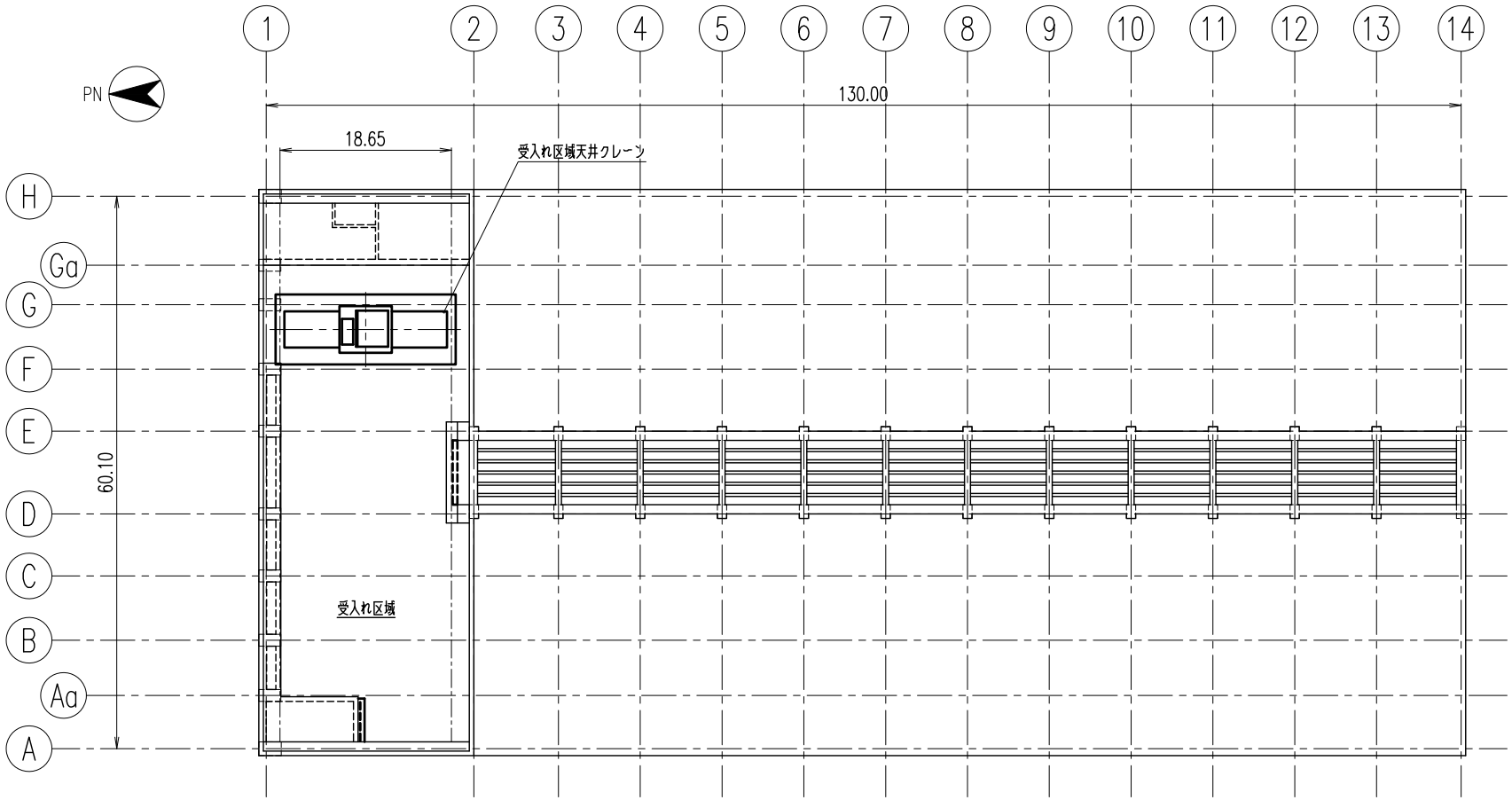

0 10 20 30m

T.P. ＋２９．２

（分割第１回申請に同じ）

１９－２－２

注１：特記なき寸法はmを示す
注２：「T.P.」は東京湾平均海面を示す
注３：PN（プラントノース）は、真北から6°23’西方向に
　　設計上の北として設定されたもの

リサイクル燃料備蓄センター	
名称	使用済燃料貯蔵建屋 機器配置図（３／５）
リサイクル燃料貯蔵株式会社	

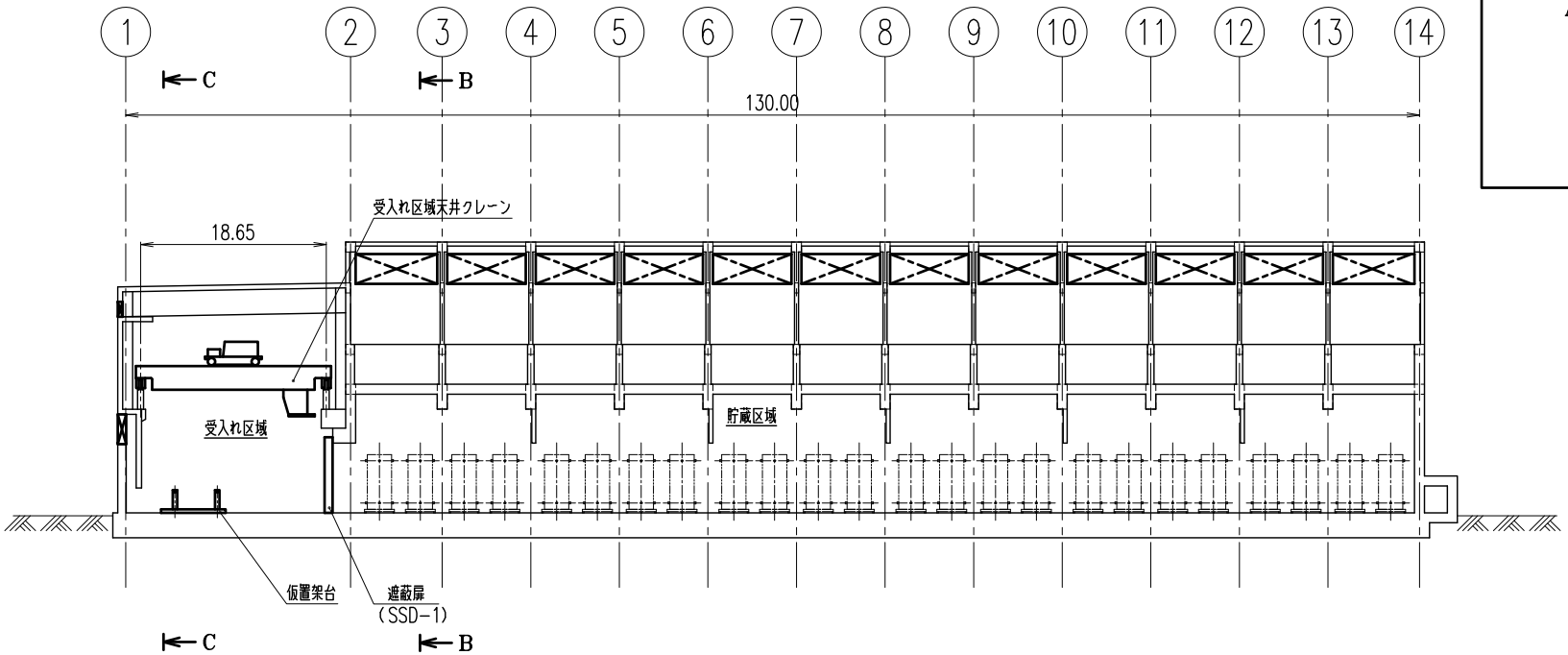

断面 A－A

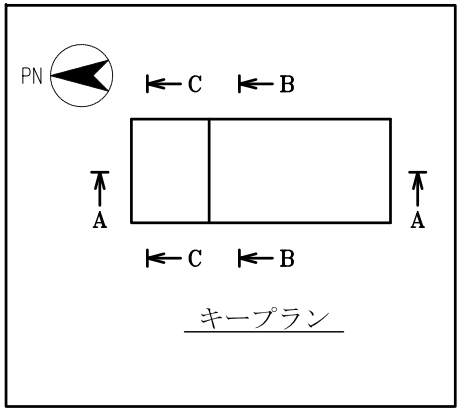

キープラン

0 10 20 30m

注１：特記なき寸法はmを示す
注２：金属キャスク最大貯蔵時を示す
注３：PN（プラントノース）は、真北から6°23'西方向に
　　設計上の北として設定されたもの

（分割第１回申請に同じ）	１９－２－２
リサイクル燃料備蓄センター	
名称	使用済燃料貯蔵建屋 機器配置図（４／５）
リサイクル燃料貯蔵株式会社	

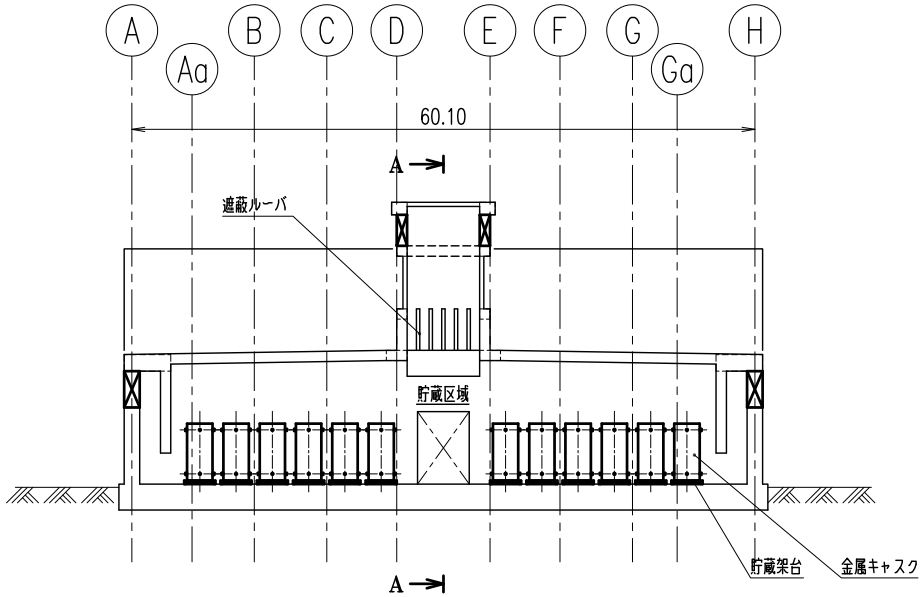

断面　B－B

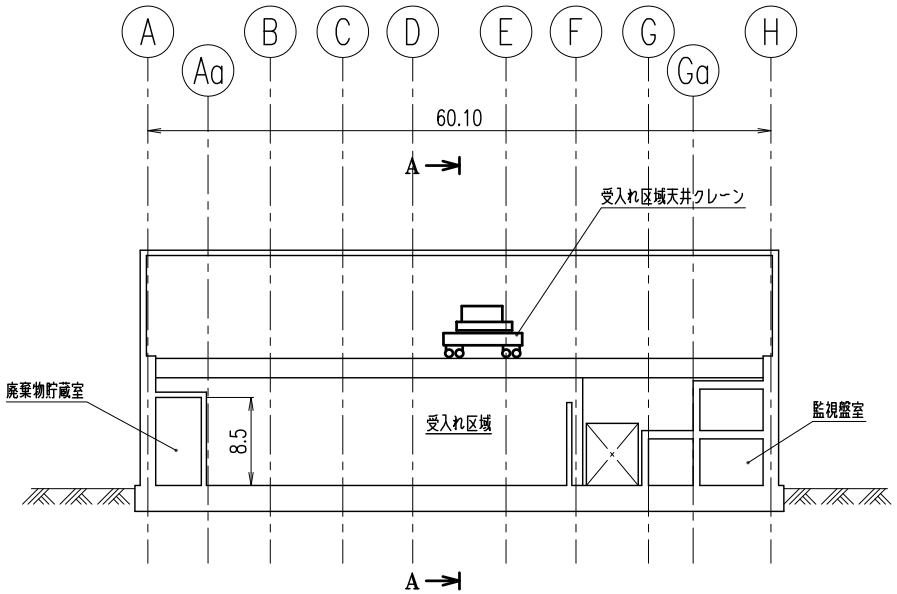

断面　C－C

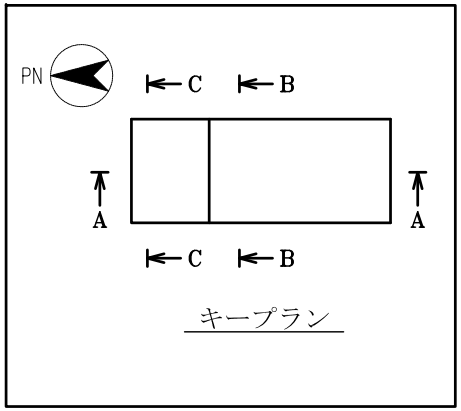

注１：特記なき寸法はmを示す
注２：金属キャスク最大貯蔵時を示す
注３：PN（プラントノース）は、真北から6°23’西方向に
　　設計上の北として設定されたもの

（分割第１回申請に同じ）	１９－２－２
リサイクル燃料備蓄センター	
名称	使用済燃料貯蔵建屋 機器配置図（５／５）
リサイクル燃料貯蔵株式会社	